

市長の政治姿勢について

憲法問題について

自民党は小泉首相の支持で、来年秋までに憲法改正案を求める準備をすすめ、野党の民主党も、これに呼応して改憲案作りを始めています。

改憲の理由に、今の憲法には「環境権」やプライバシー権がないから等とっています。

しかし、これらの権利は、現行憲法が多彩で豊かに保障した人権規定をよりどころにして、国民の力で具体化できています。

改憲勢力の真の狙いは、「戦争はしない、軍備は持たない」と決めた9条を改悪することにあります。

これまで、有事法制やイラク特措法など、自衛隊を海外に派兵するためのさまざまな法律が作られてきました。

しかし、そのどれも「海外で戦争はしない、武力行使はしない」ことを建前にしてきました。

憲法9条が歯止めとなって、「戦争する」と公然と決める法律を作る

わけにゆかなかったからです。

9条改悪の狙いは、この歯止めを憲法そのものから取り払い、日本をアメリカとともに公然と「海外で戦争する国にしてしまうこと」です。

しかし、そうなれば、日本は無法な侵略国の仲間入りをすることになり、国連の平和のルール確立を求める世界の流れに逆行することになります。

改憲勢力は、現行憲法はアメリカによる押し付け憲法だと言いますが、9条をなくせという議論こそ、アメリカに押し付けられたものです。

一番最初の9条改憲論は、憲法が作られた翌年（1948年）に米軍が言い出しました。現在の改憲論も、4年近く前、アメリカのアーミテージ国務副長官が「集団的自衛権を採用せよ」という報告を作ったことから始まりました。

憲法9条は、先の、戦争の悲惨の体験から痛切な教訓を学んだ日本国民が「二度と戦争は繰り返すまい」と決意を込めて刻み込んだものです。

これは、日本国民が世界に誇れる宝です。

2000年に国連で開かれた NGO の会議で「すべての国が、その憲法において、日本国憲法 9 条に表現されている戦争放棄原則を採択すること」が提案されました。

いま 9 条の値打ちが世界で光り輝いています。

日本は、憲法 9 条の先駆的な値打ちを生かし、平和外交の先頭に立つべきであります。

非核三原則、武器禁輸原則は、憲法 9 条が生み出した、世界で先駆的な外交原則であります。

国に対し、空洞化や死文化を許さず、憲法 9 条を将来にわたって堅持するよう求めてください。

御所見をお示しくください。

国民健康保険事業について

「福山の国保」の冊子で、平成14年度実績によると、国保加入世帯は6万9428世帯で、全世帯に対する加入率は44.7%に上り、10年間で50.6%増加しています。

また、人口41万1707人のうち、13万1680人、32.0%で、10年間に38.8%増加しています。

国保世帯の所得状況は、100万円以下が63.1%、200万円以下が83.1%を占めています。

国保世帯は、生活が苦しい低所得者が大多数を占めているのです。

しかし、国保税は、広島県内一三市のうち世帯あたりでは1番高い、一人あたりでは3番目に高い状況です。

その上に介護保険分も加わり、高い国保税が市民生活を脅かしています。

国保税滞納世帯に対して、2004年度4月1日現在の資格証明

書発行数は、３０９１世帯、短期保険証の発行は３４８４世帯にのぼっています。

一方、国保基金は、あわせて２４億２０００万円余ため込まれています。

このようなあり方は、到底市民の理解を得られるものではありません。

改めて、市長に伺います。

高い国保税の引き下げを行うこと。

医療を受ける権利を奪う、資格証明書の発行は取りやめること。

以上についてのご所見をお示してください。

次に、国保税申請減免制度と一部負担金減免制度の拡充について伺います。

国保税申請減免制度については、倒産やリストラ、病気入院等に対する制度拡充が行われたことは、評価をしてきたものです。

しかし、その実績は、平成１５年度見込みで、１１５３万６０００

円で、予算規模3000万円の約3分の一にとどまっています。

この現状を、どのようにとらえておられるのか、お示してください。

また、制度適用を広げる努力をどうされるのか、お示してください。

この際、生活保護基準の150%以下の低所得者を対象とした制度に拡充することを求めるものです。

ご所見をお示してください。

次に医療費の一部負担金の減免について。

減免事由は、災害によるもののほか、「支払い義務者の死亡、事業の休廃業、失業などにより、世帯の課税年度の前年の総収入金額に比し、当該年度の総収入見積もり金額が平均して50%以下に激減し、生活実態から一部負担金の支払いが著しく困難とみとめられる時」とされています。

この減免事由の、適用実績について、過去五年間分の件数、金額をお示してください。

また、この基準では、長引く不況で長期にわたる低所得にあえぐ、
国保加入世帯は対象になりません。

医療費を払えない低所得者が、医者にもいけない現状を改め、50%
激減条件を削除して、収入について、生活保護の150%以下、1
30%以下、115%以下、100%以下をそれぞれ基準としたも
のに改めることを求めるものです。

ご所見をお示しください。

介護保険制度について伺います

介護保険制度の見直しを進める厚生労働省の諮問機関である、社会保険審議会介護保険部会が、現在、意見書をまとめています。

意見書には、介護保険実施から、4年あまりを「おおむね順調な発展を遂げている」と評価しています。

確かに介護サービス利用者は、全国では300万人、本市では1万人を越え、当初の約二倍に増えています。

ところが、介護認定を受けた人の二割以上の人が、今も、サービスを受けておりません。

利用している場合も、多くの方が、利用料をほぼ1万円程度に収まるように、サービスの調整をしています。

施設不足から、特養ホームに入所できない問題も解決されていません。

介護の質を高めるには、交通費も支給されないヘルパーの、過酷な労働実態の改善も必要です。

介護保険制度は、順調どころか、大きな矛盾を抱えながら、見直しの時期にきているのが実態です。

この矛盾を解決する上で、介護給付費に占める国の負担を引き上げることが、どうしても必要であります。

政府に対し、国庫負担の割合を現在の四分の一から、制度実施以前の二分の一に引き上げるよう、要望する事を強く求めます。

また、本市は、来年度に特養ホームを新設しないという方針を打ち出しています。

待機者の切実な願いに答えるためにも、特養ホームの新設も必要です。

介護保険制度の見直しにあたり、誰もが安心して利用できる制度に改善するために、以下の事を求めます。

項目的にお答えください

- 一．低所得者への減免制度を拡充するよう国に求める事。当面の低所得者対策として、全ての在宅サービスの利用料を３％にするよう政府に求めること
- 二．特別養護老人ホームなど、施設の整備・充実をするための予算の増額を国に求めること
- 三．要支援、要介護１などの軽度の利用者に対し、利用制限をやめ、誰もが安心して必要な援助が受けられる制度になるよう、政府に要望すること
- 四．利用者の尊厳ある暮らしが提供できるよう職員配置を改善し、職員の専門性と資質の向上を保障できる介護報酬になるよう政府に要求すること
- 五．市独自で、介護保険料と利用料の減免制度を拡充すること

以上、五点についてお示してください。

生活保護行政についてお伺いいたします

厚生労働省は七月十四日、生活保護制度のうち、母子家庭に上乗せして支給する「母子加算」について、「自立を支援するような形で見直す」として廃止の方向を省内の専門委員会に提案しました。

小泉内閣の「三位一体改革」による補助金削減の一環で、生活保護を受ける母子世帯への給付増を抑えるのがねらいです。

母子加算は、母子・父子家庭や、両親以外が子どもを育てている場合に養育費として支給されるものです。

本市の受給世帯は8月1日現在で290件。加算額は、在宅で子ども一人の場合、23,260円となっています。

社会保障の最後の砦といわれる生活保護制度の基準は、国民健康保険税、介護保険料や利用料、公営住宅の家賃減免など、あらゆる低所得者対策の目安となっています。

それを引き下げる事は、国民生活全体の水準を引き下げることの意味します。

とりわけ、母子加算の廃止は、母子家庭には、大きな打撃を与えます。

厚生労働省がまとめた、「平成15年度における母子家庭の母の就業の支援に関する施策の実施の状況報告」、いわゆる「母子家庭白書」では、母子家庭のうち、85%が就業していて、そのうち、常用雇用者は、51%です。

臨時、パートは38%です。

完全失業率は、8.9%で、一般世帯の5.3%にくらべ、3.6ポイントも高く、深刻な状況である事が浮き彫りとなっています。

現在の暮らしについて、「大変苦しい」と感じる世帯が41%、「やや苦しい」と感じる世帯41%をあわせると、82%が「苦しい」と回答しています。母子家庭の8割以上が生活の苦しさを訴えているのです。

母子家庭の生活保護世帯は、大変な思いをしながら、毎日を過ごされています。

保護を受けている三〇代の女性は「今でさえ生活はいっぱいいっぱい、決して楽だとは言えません。子どもが小さすぎて、働く事

も出来ず、生活保護の支給額も生活するのに最低支給額だし、誰かが助けてくれるわけでもない。

子どももこれから大きくなるし、今でさえ少ない生活保護費が減るとこれから生活がどうなるか分からない。母子加算がなくされることなんて考えられない」と話しておられました。

まさに、生活保護制度は、命綱であります。

この実態に対して、市長のご所見をお示してください。

次に以下項目的にお答えください

- 一． 政府に対し、母子加算の廃止と国庫負担率の引き下げは行わないよう求めること
- 一． 今年度から実施されている生活保護老齢加算の段階的廃止を、中止するよう政府に求めること
- 一． 本市の生活保護費の通院費支給について、広く周知徹底すること

以上四点についてお示してください。

乳幼児医療費助成制度の拡充について

福山市は、本年１０月１日から乳幼児の医療費助成制度で、入院した場合の助成制度を現行の就学前から、小学校３学年終了まで引き上げることについては、高く評価するものです。

通院についても、就学前まで、拡充されますが、同時に、入院・通院ともに一部負担金の導入で、実質的に有料となります。

これまで無料であった対象年齢児も、１０月からの一部負担金の導入で有料になるため、関係者から不安の声が寄せられているところではあります。

今日まで、福山市の乳幼児医療費助成制度は、市民の運動、要望に応じて、無料化制度として一步一步わくを拡大してきたものです。

これまで積み上げてきた無料化制度を後退させないよう、市として一部負担金なし、無料で実施することを求めるものです。

今日、出生率が過去最低となり、また若い子育て世代に高い失業率と不安定雇用が広がっています。

安心して子供を生み育てられることのできる社会形成は緊急の課

題であります。

そのため、福山市として無料化制度としていっそうの拡充することを強く求めるものです

ご所見をお示しください。

衛生行政について

ごみ固形燃料・RDF 製造事業について質問いたします。

四月のごみ固形燃料工場と、RDF 発電施設の本格稼動以来、近隣住民からは、環境への影響はどうなるのか、今後、ゴミ処理コストはどうなるのか、市民負担はどうなるのかなど、多くの不安と危惧の声が寄せられています。

RDF 発電事業、RDF 製造技術は、何が混じっているかわからないゴミを混ぜて、燃やすもので、何が出るかわからないために、環境への影響が心配されています。

ところが、現在は、RDF 製造施設のダイオキシン測定は、年 1 回しか行われていません。

R D F 製造施設がダイオキシン発生施設であることは、財団法人廃棄物研究財団の調査で明らかになっています。

同財団の、一九九八年から二年間にわたる測定調査で、施設の排ガスにダイオキシン類が含まれていることが判明しています。

さらに、同財団東京研究所の研究では、ごみを熱風乾燥・圧縮形成させる過程でもR D F中に残留するダイオキシンが増えることもわかりました。

それによるとR D F中のダイオキシンは、十施設の調査で、原料ごみに比べ、最大で十倍。

「全ケースでR D Fの方が高く、R D F製造工程でダイオキシン類が増える」との調査結果が明らかになりました。

同財団は、調査の結果、ごみ焼却施設と同等以上の公害防止基準を適用することを提言しています。

あわせてR D Fの品質、利用方法、利用施設、維持管理基準などを評価する第三者機関設立の必要性を打ち出しているのです。

以上について、認識をお示してください。

この調査も指摘し、環境への影響を心配する、市民の不安や危惧

の声に答えるためにも、第三者機関を設立することを求めます。

また、ダイオキシンの測定回数を現在の年一回から、抜本的に増やす事を求めます。

お答えください。

次に、RDF 製造工場の稼動状況についてお伺いします。

稼動以来、五ヶ月余が経ちますが、四系列ある製造ラインの運転状況をお示してください。

また、現在、投入されているゴミに含まれる、プラスチックの割合についてお示してください。

以上についてお示してください。

教育行政について

市長は、本９月定例市議会の相対説明で、少人数学級の推進を掲げられたところであります。

わが党は、一貫して３０人学級の実現を求めてきました。

この立場から、市長の表明をおおいに歓迎し、支持するものです。

２００２年度に、学級編成弾力化措置を行った埼玉県では市町村独自で、少人数学級の実施が広がっています。

少人数学級実施に関する県内の感想で、教職員は

- ① 学習につまずいている児童に早く気づき、それへの対応をとることが出来るなど、個別指導が充実する
- ② 意見発表、教科書音読、楽器演奏、体育実技など、具体的な発表や表現の機会が増え、個性を大切に授業展開がより可能になった。
- ③ ゆとりのある教室となり、自動の余分な緊張感が解消するなど、落ち着いた学習環境が生み出された。などです。

保護者の反応では、

- ① 学習や生活集団の単位となる学級規模が入学前の幼稚園・保育園の教育環境と大差なく、余分な不安が解消されて小学校教育にスムーズに移行できる。
- ② 給食や清掃などの面で、ゆったりとした学級生活を送ることが出来る
- ③ 落ち着いた学習環境が保持される
- ④ 先生と子供たちとのコミュニケーションが深まった。などで、これらの感想は、ほかの少人数学級を実施している自治体の感想と共通のものです。

福山市での少人数学級の実施には、最終的に学級編成を決める権限をもつ、権との協議と同意が必要ですが、現在の進捗状況についてお示してください。

また、少人数学級実施にともなって増える学級数分の担任は、どのような手法で配置されようとしているのか、お示してください。

福山市独自で少人数学級に足を踏み出すことは大変重要なことです。

同時に少人数学級への本格的な移行には、教職員の人件費というそれ相当の財政が必要であり、自治体の財政力だけでは限界があります。

国の制度で少人数学級が実現されるよう、強く働きかけることを求めるものです。

ご所見をお示しください。

次に教職員定数充足状況について、お尋ねいたします。

8月6日付日本教育新聞が掲載している文部科学省の資料によると、2003年度、小・中学校校長教諭等の公立学校定数充足状況は、広島県は98.5%、定数1万4156万人に対して、実績1万3943人で、213人不足。都道府県別で、全国最下位です。

全国40位までは、充足率は100%以上。1位の東京は、107.26%。

充足率を満たしていないのは7県ですが、その中でも最下位という

状況です。

さらに、今年2004年度の充足率は、97.7%と、いっそう下がっています。

「標準法」に基づく小・中学校定数1万4162人に対して、実際に配置されている教職員の実数は1万3831人です。

さらにその内訳について、定数配置は1万3537人、60歳以上の再任用をカウントした者5人、非常勤講師のカウント289人です。

しかも、定数配置1万3537人の中には、648人の非常勤講師が含まれているのです。たとえば「はばたきプラン」の非常勤講師週あたり、30時間勤務4人分で120時間を、通常の教職員3人分120時間に換算するなどしてカウントし、定数内臨時採用の実際の人数は、実に648人になるのです。

したがって、現場には、940人をこえる非常勤講師が配置されることになります。

この、広島県の教育現場の現状に対する認識をお示してください。

定数未充足は、本来あってはならない事態です。

この原因は、「顕在性の悪化」などを口実として、2004年度から3年間で、教育委員会関係だけで970人程度を削減する広島県の定数削減計画です。

定数削減をさらに進行させるために、「同じ定数をつけても安上がりなものに」という手法が徹底され、非常勤講師の多用、定数内欠員補充の乱造が行われ、職場の多忙化にいつそうの拍車がかかっています。

福山教育事務所における定数内欠員補充の状況は、小学校115人で、県内でもっとも多く、中学校は42人です。

膨大な定数内欠員補充、1年限りの任用者を増やすあり方は、日ごろ強調されている「計画を持った教育」や「持続性のある教育」とはまったく逆の姿です。

この事態をどのように認識され、また、どのように解決をされようとしているのか、お示してください。

次に、放課後自動クラブの教育条件整備と児童館建設について、お伺いします。

さる、8月20日、山手小学校で自動が渡り廊下のガラスにぶつかり、割れたガラスが左胸に刺さって死亡するという不幸な事件が起きました。

亡くなられた児童とご家族に、心から哀悼の意をささげるものです。あらためて、全ての子どもたちの、放課後が安全で安心であるよう、万全の対策を望むものです。

一． 放課後児童クラブ事業の条件整備に力を尽くすこと

- 危険箇所の総点検を行うこと
- 既存施設から教室が遠いところについては、専用の手洗い所、便所の設置を行うこと
- 指導員配置を手厚くすること

一． 児童館を計画的に設置すること

以上についてのご所見をお示してください

道路問題についてお伺いします

現在、福山西環状線、福山沼隈道路について、事業説明会が行われています。

瀬戸町山北地区では、各家庭を訪問して、詳細設計を行うための了解を得ている段階です。

このことについて、山北地区の関係住民団体は、国・県・市に対し、「事業説明会が終わるまでは、測量を行わない」ことを申し入れています。

そして、この申し入れ内容に対して、関係住民団体と、国・県・市は、先月来、窓口で折衝を重ねています。

しかし、その話し合いが行われている最中に、国・県・市は、瀬戸町山北地区の地権者に対し、測量のための現地調査の協力を要請する文書を送付し、その後、民間業者が地権者に対して、現地調査を行う了解を得るために各地権者に対し、個別に訪問しているのです。

関係住民団体と、測量の現地調査の実施について話しあいをして

いる現段階で、このような一方的なやり方を強行したことは、市民の行政不信を生むことにつながります。

そもそも、当初の計画のフローでは、事業説明会の終了後に測量に入るということが説明され、何度も住民との間で確認されていたものです。

ところが、現在の状況は、この約束を、反故にしています。

この約束を一方的に破り、次の段階に入っているところに問題があるのです。

事業説明会では、市民から出される、環境影響への対策方法や、投資対効果、財政面での負担、地権者や地域住民への負担など、様々な質問が出されましたが、参加住民が納得のいく説明は、ほとんどなされていません。

本市は、住民が納得できる説明をする責任があります。

そのため、以下のことを求めます。

- 一. 現在、民間業者により行われている、「測量等の現地調査の了解」を一次中止すること

二. 事業説明会が終わるまで、測量に入らないという当初の計画を誠実に守ること

三. 事業説明会では、住民が納得できるまで、説明を行うこと

以上三点についてご所見をお示してください

危険箇所改善について

現在、駅前を中心とした緊急箇所整備事業は、緊急性が高いと判断されるところから取り組まれ、周辺部においても地元土木常設員や関係者と協議し、取り組まれておられます。

3月議会に、道路・水路の安全確保に関する決議が全会派一致で採択されました。

この決議は、福山市の道路・水路の現状について、歩行者、車両などの安全対策を求める要請にこたえきれたものとはいえず、とりわけ、周辺部の農業用水路の安全対策が急務と指摘しています。そして、市が進めている3カ年計画の、

市道緊急箇所整備事業は、市民にとってより緊急性を要するものとなっていると指摘し、市民の安全と交通機能の確保を図るため、全市的に生活道路・水路の整備および街路灯などの設置による安全対策をよりいっそう進めるよう求めているわけです。

福山バイパスと区画整理を考える会がおこなった危険箇所改善についての申し入れに対し、回答されていますが、そこには、前段で書いてある２００３年度５件、２００４年

度２件の転落死亡事故が発生しており、他都市にこんなところはないとのことですが、市道外（個人所有地）から水路などに転落した人４名、飲酒後自転車で転落２名、高齢者（７０歳以上）４名、特に他人の土地から転落となると、市の責任ではありません。との書き出しで始まっています。

これではまるで、転落死亡した人が問題で福山市に責任はありません。他都市に比べてひどいと言われるのは心外ですよ．と言っていることになるではありませんか。

水路に転落して命をなくした方や、お年寄りに対しての福山市の態度は許されるものではありません。

しかも、福山市の姿勢は、全会派のあげた決議に対し、どのように受け止めたかが問われるものだと思うものであります。

福山市に対し市民の命が、水路に転落して奪われないよう万全をつくすことを求めるものです。御所見をお示してください。

街路灯の設置に対して、市は町内会に設置をお願いしている訳ですが、先の全会派あげての決議では街路灯も含めた安全対策を福山市に求めているものです。

この点について、どのように考えられたのか、今後の方向もお示してください。

浸水対策について

台風１８号が９月７日から８日にかけて日本列島を縦断し、福山にも大きな被害をもたらしました。

この夏全国的に台風は、７回を数え、１６号とともに１８号台風も非常に強いものでした。

とくに、台風１６号は大潮と満潮が重なり高潮による被害は深刻なものとなりました。

市がまとめた報告によると、被害総額は概算で２億２１００万円になるとのことです。

１８号の、被害総額は９４３０万円となっています。

こうした被害が起きた直接の原因は、台風が極めて強大なものであったことです。

１６号では総雨量７７ミリと、今年最も高い大潮と満潮が重なったことであります。

１８号では、最大瞬間風速３３．８メートルという暴風が吹き荒れるものでした。

しかし、それだけに限らず、高潮被害をひどくしたのは、防災対策

の遅れにあります。

台風による、浸水被害は、冷蔵庫や洗濯機・エアコンの室外機・ボイラーが壊れたり、畳がだめになったり、車にも及んでいます。

しかも、7月の終わりから3回も被害にあわれた市民の方から、「水が海から入ってこんようにしてもらうのが一番」といわれています。

このたびの、台風被害に対し倉敷市では、これまで床上浸水で1万円だった見舞金を、3万円に引き上げ、床下浸水に対しても新たに1万円を支給しています。

さらに、災害救助法の災害援護資金の貸し付け要件に漏れた市民のため、市独自の災害援護資金の創設について検討するとしています。

福山市も、見舞金の引き上げを行うこと、市独自の災害援護資金を創設することを求めるものです。

ご所見をお示してください。

岡山県では、住宅が浸水した世帯に対して畳・家電・家具の購入に

最高１０万円の交付を行うとしています。

福井県では、被災者生活再建支援法の対象外になる床上浸水に６０万円、新潟県では３０万円の支給を決めています。

こうした支援策が行われることは、被災住民にとって何よりも励みになるものといえます。

広島県に対し、浸水した場合の被災者生活再建支援補助金・災害援護資金の創設を求めています。

以下、次の点についてお答えください。

１． 原漁港の整備を急ぎ、護岸を設置すること

１． 原地区では、地下の砂・泥などが海側に流出して地盤沈下していると思われます。早急な調査と対策をとること

１． 被災者の総合相談窓口を設置すること

１． 災害ごみの収集は、事業系ごみについても対象として、収集すること

２． 松永の、浸水被害の解消のため、羽原川の護岸のかさ上げ、強制排水ポンプ設置の対策をとること羽原

川の西の地域では、浸水してきた水を排水するため、
強制排水ポンプの容量を増加させること

3. 鞆町原地区における浸水対策のため、逆流防止弁を
早急につけること
4. 強制排水措置をとること
5. 被災者の支援策の拡充として、無担保・無保証人・
無利子・長期の融資制度の創設を行うこと
6. 消毒の薬剤散布は、保健所で行うこと
7. 新涯町2丁目、箕島町の境にある淀川の堤防の嵩上
げを行うこと
8. 内海町について、県道の損壊について、現状復帰に
とどまらず、道路改良を緊急に行うこと。また、岸
壁や欠落や空洞のあるところは損壊の危険性がある
ので、あわせて改良すること
9. 南西・南東の強風があたるところは、県道沿いに消
波ブロックを設置し、道路損壊を予防すること
10. 国に対し、住宅再建支援制度を作るよう求める
こと

- 1 1. 国の被災者再建支援法について、水害、土砂災害、地震災害など全ての自然災害を対象としたものに拡充するよう求めること

鞆港の埋め立て架橋について

6日の就任会見の中で、市長は鞆港埋め立て架橋計画について「事業の早期推進のため、同意取得をめぐる公有水面埋め立て法の解釈の変更を、事業主体の広島県や国に求める考えを示した」とのことです。

日本港湾協会が行った研究会で資料として出された港湾行政の概要によれば、水面に関する権利者と調整上の制約について、国はどのような指導を行っているか述べています。

港湾法第4条第3項の規定は、埋め立ての免許について除外規定を定めています。

港湾法第5条に該当する公有水面の権利者がいる場合に、法第4条第3項の第1から第3号のいずれかに該当しなければ埋め立て申請をすることができません。

しかし、国は、港湾法第4条第3項の運用について、権利者の同意を得てから埋め立ての出願をするよう指導しています。

なぜかという、第2号や第3号を適用して埋め立てを行う場合には、どうしても権利者とのトラブルが避けがたく、また、免許を受

けた者が、埋め立ての工事を行う場合に、損害防止施設を設置したり、その損害の補償をしなければならないので、出願前に権利者の同意を求めておくことが妥当な手続きであるとしています。

こうした立場から、国および県は、排水権者の同意をとることを求めているわけです。

このことは、大方の同意が取れていればよいというものではないことは当然であります。

これまで、前市長が行ってきたように１００％の同意を得ることが前提となっているものではありませんか。

しかも、これまで全国的にも権利者の１００％の同意を取らず、行われた埋め立てはありません。

また、舩港埋め立て架橋計画の進め方について、市長選の投票日前に中国新聞が、有権者千人を対象に行った世論調査によると、代替案を考えるは、２８・３％。冷却期間をおくは２２・２％。早期に進めるは１９・５％。中止するは１６・９％。わからない・無回答も１３・１％となっています。

この調査結果からも、到底市民の理解の得られるものでなく、町民との間に新たに軋轢を作り出すものとなります。

市長が、排水同意を得ることなく鞆港の埋め立て架橋を行おうとすることは暴挙であり絶対に行うべきではありません。

このことを強く求めるものです。

ご所見をお示しください。

以下、次の点についてご所見をお示しください。

- 一． 埋め立て架橋計画は白紙撤回し、知恵を寄せ集めて通過交通の渋滞解消を図ること
- 一． 埋め立て架橋計画と町並み保存事業を切り離し、早急に再開すること。重伝建指定に向けた取り組みを行うこと。
- 一． 遅れている生活道路、下水道整備、防火対策、救命救急体制の強化など生活環境整備を急ぐこと

商工・労働行政について

地元中小業者の仕事おこしと雇用創出についてお伺いします。

まず、住宅リフォーム助成制度についてであります。

わが党は、これまで、市民の住宅改修を助成し、市内中小零細建設業者の仕事おこしで地域経済の活性化を図る制度として、住宅リフォーム助成制度の創設を求めてきたところです。

三好前市長は、市内建設業を取り巻く環境は依然厳しいとの認識を示され、雇用の確保から住宅改修にたいする助成制度について今後の研究課題としているとの答弁をされました。

滋賀県内では、2003年に8自治体に広がり「予想以上。経済効果は12億円」と、本年5月、長浜市の地方紙一面に住宅リフォーム助成制度の実績が大きく報道されました。

長浜市で、昨年8月からスタートした制度は、市民が住宅改修を市内の業者に依頼した場合、工事費の10%、10万円を限度として助成するものです。

ここでは、助成金を商品券にして建設関係だけでなく、地域経済を活性化させる狙いで奨励金とする工夫がされ注目を集めています。

経済効果は大きく、市は、今年度予算を前年度1000万円の2倍2000万円に引き上げています。

今日、市民の住宅改修の潜在需要は高いことから、住宅リフォーム助成制度の創設の英断を求めるものです。

ご所見をお伺いします。

次に、小規模工事等契約希望者登録制度についてお伺いします。

この制度は、自治体が地元の小規模工事希望者に直接発注することで、地域経済の活性化を図ろうというものです。

今日、33県262自治体で実施されています。

新潟市で創設された登録制度では、市が発注する公共施設・出先機関の小規模な工事は修繕のうち、小額、簡易なものについて希望者を登録し直接工事を発注できるようにするもので、登録できるのは、入札資格をもっていない中小業者で50万円以下の工事、修繕が対象。有効期間は2年。

本年4月から制度発足ですが、登録の申請が始まった2月から6

月まで636件の登録申請があり、地元建設業者がこの制度の効果に強い期待を寄せていることを示しています。

不況のもとで、中小業者の仕事が激減している福山市においても、地元中小業者の受注機会の拡大、雇用の確保のため、小規模工事契約登録制度の創設を求めるものです。

ご所見をお伺いします。

緊急地域雇用創出特別交付金制度についてお伺いします。

失業者の就労を実現し、生活を守る上で、大きな役割を果たしてきた緊急地域雇用創出特別交付金制度が2005年3月で期限がきます。

本年3月・6月議会で、全国17都道府県議会を含む352自治体が制度の継続・改善を求める議会決議をあげています。

現在の交付金事業は、1999年から2年半に2000億円で取り組まれた旧交付金事業の継続を望む全国の運動や自治体の要望に押され、新交付金事業として実施してきたものです。

依然として、高失業率で推移する予測がされる中、この交付金事業の果たす役割に大きな期待が寄せられています。

国に対して交付金の予算額を増額し、運用を改善して交付金事業の継続を強く求めるものです。

ご所見をお伺いします。

同和行政について

すでに同和行政を実施する法的根拠は失われ、これ以上、特別対策を継続実施することは、とうてい市民の理解も得られず、差別解消に逆行するものであります。

わが党は、これまで、部落解放同盟との「窓口一本化」のもと、不公正な同和行政を一貫して批判してきたところです。

そこで、市長に同和行政についての認識をお伺いします。

一． 国・県は、同和地域と人を特定した特別対策を廃止してきましたが、市長は、これからも地域と人を特定した特別対策を継続するのか、廃止するのか、その根拠を併せて明確にしてください。

一． 市長は、部落解放同盟との「窓口一本化」行政を継続するのか、廃止するのか、その根拠を併せてお示してください。

一． 部落解放同盟福山市協議会に対して、市内の公的施設内に事務所を無料で使用許可するあり方をわが党は厳しく批判してきたところですが、市長は、こうしたこれまでのあり方を継続するのか廃止するのか、お考えをお示してください。

一． 市長は、総体説明の中で、「開かれた行政が必要であり、行

政が持つ情報を積極的に公開するなど、公正・透明な行政の実現に向けた取り組みをいっそう進めます」と述べられています。本年度、同和対策として、保育料、国保税、固定資産税、都市計画税の20%減免等が行われています。

- 一. 本年度、6億7000万円の同和対策予算が計上されていますが、全ての制度、事業の内容、予算措置について市民に公開し、市民との議論を求めるものですが、市長のご所見をお示しください。

情報公開を徹底し、市民合意の得られない同和行政は大胆に廃止することを重ねて求めるものです。

以上について、市長のご所見を求めるものです。

お示しください。